

原規規発第 2305246 号
令和 5 年 5 月 24 日

文部科学大臣 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）の
原子炉設置変更許可（高速実験炉原子炉施設の変更）に関する意見
の聴取について

上記の件について、平成 29 年 3 月 30 日付け 28 原機（安）027（平成 30 年 10 月 26 日付け 30 原機（安）013、令和 3 年 12 月 2 日付け令 03 原機（安）008、令和 5 年 2 月 22 日付け令 04 原機（速実）013 及び令和 5 年 4 月 19 日付け令 05 原機（速実）001 をもって一部補正）をもつて、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄（令和 4 年 4 月 25 日付け令 04 原機（大安）026 をもつて国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範へ代表者の氏名が変更された。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 8 第 1 項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり同法第 26 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 1 項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第 71 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、貴職の意見を求める。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）原子炉設置変更許可申請書（高速実験炉原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

平成29年3月30日付け28原機（安）027（平成30年10月26日付け30原機（安）013、令和3年12月2日付け令03原機（安）008、令和5年2月22日付け令04原機（速実）013及び令和5年4月19日付け令05原機（速実）001をもって一部補正）をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄（令和4年4月25日付け令04原機（大安）026をもって国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範へ代表者の氏名が変更された。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき提出された大洗研究所（南地区）の原子炉設置変更許可申請書（高速実験炉原子炉施設の変更）に対する法第26条第4項において準用する法第24条第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第24条第1項第1号

本件申請については、

- ・試験研究用等原子炉の使用の目的を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、国内又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国において再処理を行うこととし、再処理のために引き渡すまでの間、高速実験炉原子炉施設の使用済燃料貯蔵設備にて使用済燃料を適切に貯蔵・管理する方針としていること
- ・海外再処理を行うに際しては、政府の確認を受けることとする、海外再処理によって得られるプルトニウム及び濃縮ウランは、国内に持ち帰る又は海外に移転する、また再処理によって得られるプルトニウム、若しくは濃縮ウランを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受ける方針としていること

から、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る耐震補強対策、多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止対策等に係る工事に要する資金については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の運営費交付金又は施設整備費補助金により充当する計画としていることから、工事に要する資金の調達が可能と判断した。このことから、申請者には本件申請に係る試験研究用等原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

3. 法第24条第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付のとおり、申請者には、本件申請に係る試験研究用等原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があり、かつ、試験研究用等原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があると認められる。

4. 法第24条第1項第3号

添付のとおり、本件申請に係る試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

5. 法第24条第1項第4号

本件申請については、試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に変更がないことから、法第23条第2項第9号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

5 文科開 318 号
令和5年5月30日

原子力規制委員会 殿

文 部 科 学 大 臣
永 岡 桂 子
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）の原子炉設置変更許可（高速実験炉原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について
(回答)

令和5年5月24日付け原規規発第2305246号で意見の聴取があった標記については、異存はありません。